

## 信州大学農学部 AFC 報告投稿に関する申合せ

信州大学農学部，大学院総合理工学研究科農学専攻全分野・生命医工学専攻生命工学分野及び大学院総合理工学研究科（伊那キャンパス）（以下「本学部等」という。）フィールドにおける研究活動を推進し，その成果を社会に公表するため信州大学農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター報告（以下「AFC 報告」という。）を電子媒体で発行する。

### 1 投稿資格

投稿は本学部等を担当する教員並びにこれらに準ずる者（技術職員，学部・大学院学生ならびに卒業生，元教員等）に限る。ただし，共著者にその他の者を含んでもよい。

### 2 AFC 報告の構成と原稿の種類

原稿は信州大学農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター（以下「AFC」という。）の発展に寄与する和文又は欧文の原著論文，短報，総説，報告，資料，その他，ならびに AFC 関連記事，AFC 事業報告等とし，これに AFC 報告編集委員会（以下「委員会」という。）が特に認めたものを加えることができる。いずれも未発表のものに限る。また，盗用，改ざん，捏造，ギフトオーサーシップ等の不正行為を禁ずる。

なお，原稿種別の定義は，以下のとおりである。

- (1) 原著論文：フィールド科学に関わる学術的あるいは技術的研究の成果で，オリジナリティーがあり，論文として完結した体裁を整えているもの。
- (2) 短報：予報的，速報的，または当該年度に発表する必要性が認められる内容で，原著論文に準ずる体裁で研究成果をまとめたもの。
- (3) 総説：フィールド科学に関わる教育研究・技術やその動向等について，既往の情報を網羅・整理し，著者の解釈を加えた評論・解説。
- (4) 報告：フィールド科学に関わる報告で，オリジナリティーは問わないが原著論文や短報に準ずる体裁でまとめられており，教育研究あるいは技術・実用面において有益なもの。
- (5) 資料：フィールド科学に関わる資料やデータで，教育研究あるいは技術・実用面において価値が認められるもの。
- (6) その他：上記(1)～(5)の体裁でない研修会・シンポジウム等の記録，最近刊行されたフィールド科学に関する書籍・文献の紹介，正誤表等。

### 3 執筆要領

別紙「信州大学農学部 AFC 報告執筆要領」のとおりとする。

### 4 原稿の長さ

原稿の長さは特に制限をしないが，内容は簡明で図・表も必要なものに限る。

### 5 原稿の提出

AFC 報告の発行は年 1 回とする。原稿の締め切りは12月25日とする。ただし，11月末日までにあらかじめ委員会に原稿の種類とタイトルを提出するものとする。原稿は，投稿カードを添えて，プリントアウト 2 部を総務グループ附属施設担当に提出する。

なお，採択決定後に修正原稿を電子媒体（フラッシュメモリー，メール添付等）で提出する。

### 6 原稿の採否、査読及び掲載順序

原稿掲載の可否は，委員会において決定する。

原著論文・短報（以下「論文等」という。）については，1 編につき委員会が委嘱した査読者 2 名による審査を行い，その意見を参考に委員会が採否を決定する。

論文等以外の原稿に対しては原則として規定審査のみとし，採否の決定を前提とした査読は行わない。ただし，執筆要領を満たしていても，目的性，文章の適切性，図表の明瞭性，倫理性等に問題がある場合には，委員会の判断により指摘し，加筆，訂正等を求めることができる。

欧文原稿については、当該言語を母国語とする人による校閲を委員会が勧告することがある。なお、その際に要する費用は執筆者による負担とする。

原著論文の原稿は提出日をもって受付日とし、採択決定の日をもって採択日とする。採択日は当該論文の第1ページ脚注に記載する。

原稿の掲載順序は、総説、原著論文、短報、報告、資料、その他記事とする。同じ種別の中での掲載順序は、原則として、生命機能科学コース、動物資源生命科学コース、植物資源科学コース、森林・環境共生学コースの順とする。ただし、委員会の判断によりこれを変更することがある。

## 7 出版経費

- (1) 別刷を希望する場合、原則としてその経費は当該論文の執筆者負担とする。
- (2) カラー印刷については、その経費は執筆者負担とする。

## 8 校正

執筆者による校正は1回とし、印刷上の誤り以外の字句の修正・挿入、図表の修正は認めない。校正は速やかに行い、校了原稿は指定期日までに委員会に提出する。提出された電子媒体（フラッシュメモリー等）は、原則として印刷完了後執筆者に返却する。

## 9 著作権

AFC 報告に掲載された全ての論文等の著作権は AFC に帰属する。

AFC 報告に掲載された論文等を全部あるいは一部を他の出版物に転載、翻訳、あるいはその他のために利用する場合には、編集委員長に文書による利用許諾を得た上で、出所を明示して利用しなければならない。

ただし、学説の展開及び教育目的の著作の中で、AFC 報告に掲載された論文等の一部について出所を明示のうえで引用する場合には、上記にかかわらず利用許諾の申請は不要とする。

附 則

この申し合せは、平成14年12月7日から施行する。

附 則

この申し合せは、平成16年4月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この申し合せは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この申し合せは、令和元年11月12日から施行する。